

連邦取引委員会：競業避止ルールを当面禁止する連邦地裁判決

今後さらなる訴訟が予想され、競業避止契約に関する多くの州法上の制約を考慮すると、雇用主は、引き続き慎重に、競業避止契約を従業員に提示することが求められます

ニーナ・T. マルティネス、ジーン・F. クエイ、ローラ・G. キラレア、ケネス・W. テーパー、アレックス・ゲリン

- 2024年8月20日、テキサス州北部地区連邦地方裁判所は、Ryan, LLC 対 FTC 事件において略式判決を下し、2024年9月4日に施行予定であった連邦取引委員会 (FTC) の競業避止条項規則を無効としました。
- 同裁判所は、FTC には不正競争を規制する実質的な規則を制定する権限はなく、加えて、同規則は恣意的かつ濫用的なものであると結論づけました。
- 今回の判断により、FTC による同規則の施行が禁止されることになりました。

連邦取引委員会 (FTC) と競業避止条項規則

FTC 法 Section 5 によれば、「委員会は、商取引または商取引に影響のある場面において、個人、パートナーシップ、または企業が・・・、不公正な競争、不公正または欺瞞的な行為、実務を用いることを禁止することができる」(合衆国法律集第 15 編第 45 条(a)(2))とされています。そして、FTC 法 Section 6 は、FTC に対し、「随時、企業を分類・評価し、・・・FTC 法の規定を実施する目的で規則および規制を制定する」権限を付与しています。

これらの規定を建前として、FTC は、2024年4月23日、3対2の賛成多数で、競業避止条項は不公正な競争方法であるとする「競業避止条項規則」(以下、本規則)を可決しました。2024年5月4日に公表された本規則は、2024年9月4日に施行予定であり、施行日以降、限定的な例外を除き、企業が競業避止契約を締結したり、既存の競業避止契約に基づく権利を行使したりすることが禁止される予定でした。本規則が公布された後に発表した当事務所の[ニュースレター](#)において、当事務所は、本規則の有効性を争う訴訟が数多く提起されるであろうとご案内していました。

実際、本規則の有効性をめぐって、紛争が直ちに提起されることになりました。米国商工会議所 (U.S. Chamber of Commerce) は、本規則の公表と同日に[声明](#)を発表し、FTC の決定は「違法であるのみならず、露骨な権力掌握であり、米国企業の競争力を損なうものである」と主張して、本規則に異議を申し立てる意向を表明しました。本規則に対して即時に提起された訴訟としては、[Ryan, LLC 対 FTC, Case No. 3:24-cv-00986-E](#) (テキサス州北部地区連邦地方裁判所、2024年4月23日)、[ATS Tree Services, LLC 対 FTC, Case 2:24-cv-01743](#) (ペンシルバニア州東部地区連邦地方裁判所、2024年4月25日)、[Properties of the Villages, Inc. 対 FTC, Case No. 5:24CV00316](#) (フロリダ州中部地区連邦地方裁判所、2024年6月21日)があります。

Ryan, LLC 対 FTC 事件

Ryan, LLC 対 FTC 事件(以下、Ryan 事件)は、本規則が公表された数時間後に提訴され、裁判所は、本規則を無効とする最初の決定を下しました。世界的な税務サービス会社である Ryan, LLC は、経営者株主や、特に機密性の高いビジネス情報にアクセスできる特定の従業員との間で競争禁止契約を締結していたところ、訴状の中で、本規則は FTC 法に抵触し、憲法に違反する恣意的かつ濫用的なものであって、違法との評価を免れないと主張しました。2024 年 7 月 3 日、裁判所は、1) FTC には FTC 法に基づく実質的な規則制定権限がない、2) 本規則は恣意的かつ濫用的である、という原告側の主張を認める本案判決が行われる可能性が高いと判断して、原告側の請求を認め、本規則の差止めを命じる仮処分を認めました。

その後、2024 年 8 月 20 日、裁判所は、上記の仮処分決定に沿う形で、原告側の略式判決の申立てを認め、本規則を無効とする略式判決を行いました。同判決の争点は、競争禁止条項が法律上認められるかではなく、FTC に規則制定の権限があるかという点にありました。同判決は、第一に、FTC には不正競争に関する実質的な規則を制定する権限がないこと、第二に、本規則は恣意的かつ濫用的であって無効であること、という 2 個の重要な法的判断に基づいてなされました。

第一の争点は、FTC 法 Section 6 にいう「規則および規制を制定する」権限に、本規則のような実質的規則を制定する権限が含まれているのか、それとも単なる手続上の規則が制定できるにとどまるのかという点でした。裁判所は、後者の解釈を採用し、Section 6 は、FTC に対して、「当局における手続または実務に関する規則」を制定する権限を与えているものの、規制対象者に対して拘束力を持つ規則を制定する権限までは与えていないと説明しました。その根拠として、裁判所は、Section 6 には同 Section に基づき制定された規則の違反に対する罰則規定が設けられていないこと、Section 6 が “classify [ing] corporations” に関する権限を FTC に与える条文において二次的に規則制定権限が付与されているにとどまることを指摘しました。

第二の争点について、裁判所は、FTC が本規則を制定する有効な権限を付与されていたとしても、本規則は、恣意的かつ濫用的なものであるから、破棄を免れないと判断しました。FTC は、各州の規則に関する調査結果に基づく証拠を提出していましたが、裁判所は、そのような証拠では、本規則が定めるような包括的かつ断定的な禁止を認めるには不十分であると結論づけました。さらに、FTC の主張や証拠では、FTC がより制限的でない代替案を検討しなかったことを正当化するには不十分であると判断されました。その結果、本規則は、「合理的な説明なしに」制定された「不合理なほど広範な」規則であって、恣意的かつ濫用的なものであると評価されました。

同裁判所は、本規則を無効とする判断は、「全国的な効力を持ち」、「当事者のみを拘束するものにとどまらず」、「すべての法域の人々に等しく影響する」としたうえで、本規則は「2024 年 9 月 4 日以降、施行またはその他の方法で効力を備えてはならない」としました。同裁判所の判断は終局判断であり、今後上訴される可能性があります。

影響とさらなる課題

Ryan 事件の判断を受けて、本規則が施行されることなく消滅することが考えられますが、その帰趨は不透明なままです。Ryan 事件の下級審の判断に不服のある FTC は、2024 年 10 月 18 日に控訴を提起しましたが、FTC が勝訴するかは不確実です。加えて、本規則に関する本案判断を下したのは Ryan 事件の担当裁判所が初めてですが、これが最後になるとは考えにくいところです。Ryan 事件同様に、フロリダ州中部地区連邦地方裁判所は、2024 年 8 月 15 日、Properties of the Villages, Inc. 対 FTC 事件において、原告の請求に基づき、FTC に対して一時的に本規則の適用を禁止しました。同裁判所は、本規則が「最高裁が判断すべき重大な問題

をはらむものである」こと、および FTC 法が「FTC に最終的な規則制定権を与えたという十分明確な表現」をしていないことを理由に、本案において、原告が勝訴する可能性が高いと判断しました。

これとは対照的に、ATS Tree Services, LLC 対 FTC 事件では、ペンシルバニア州東部地区連邦地方裁判所は、本規則の施行の差止めを認めず、FTC は本規則を制定するにあたって不合理な行動をとっていないと判断しました。

これらの事件がそれぞれ上級裁判所で審理され、裁判所の判断が分かれた場合、最高裁判所の判断が行われる可能性も否定できません。もともと、今般の大統領選挙の影響にも留意が必要です。すなわち、新たに樹立されるトランプ政権が本規則を推進することは考えにくいところであり、裁判所が本規則の有効性について厳しい態度を見せていることと併せると、本規則の有効性が認められる余地は、さらに狭まったものと考えられます。いずれにせよ、本規則が近い将来に効力を備えるということはなさそうであり、長い目で状況を観察する必要があります。

Loper Bright 判決の影響

本規則をめぐる紛争は、最高裁が Loper Bright Enterprises 対 Raimondo 事件 (144 S. Ct. 2244、2024 年) でシェブロン法理を覆して以降、最初に行われた行政機関の権限に関する重要な訴訟のひとつです。この事件では、裁判所は、行政機関に規則制定権を与える法令の記載が曖昧であったとしても、行政機関が規則を制定することができるかどうかについては、同行政機関の解釈に任せることはしないことを明らかにしていました。

シェブロン法理が覆される前から、裁判所は、様々な理由付けにより、行政機関が制定した規則を取り消すことができましたが、シェブロン法理が覆されたことで、Ryan 事件における裁判所の判断、すなわち、FTC には不正競争に対する実質的な規則を制定する権限がないという判断(上記の第 1 の争点)に達することが容易になりました。

シェブロン法理が覆ったことで、裁判所は、FTC 法について、FTC 自身の解釈とは異なる解釈を容易にとることができるようになりました。そして、Ryan 事件における判断、すなわち、ある規則が恣意的かつ濫用的で正当化できないと判断するのみならず、FTC が不正競争に関する実質的な規則制定権限を持たないことにまで踏み込んで判断したため、同判決は、広範囲に影響を及ぼすことが予想されます。

ガイダンス

Ryan 事件における裁判所の判断は、競業禁止契約を有効に締結したい雇用主にとって、歓迎すべきニュースではありますが、他方で、競業禁止契約を慎重に作成する必要があること、避すべき競業の範囲を限定しなければならないことは、従前と変わるものではありません。ただし、当面の間、雇用主は本規則を遵守する必要はなく、また従業員や元従業員に対して、競業禁止義務が法的拘束力を持たないことを知らせる通知を作成する必要もありません。

しかし、雇用主は、多くの法域において、競業禁止条項を規制する各州特有の制限に留意しなければなりません。多くの州において、従前の判例は、過度に広範な地理的範囲や有効期間を定めた競業禁止条項の有効性を疑問視しています。また、広範な競業禁止条項の効力を否定してきた従前の判例に加え、多くの州や法域では、近時、法令による競業禁止条項に対する制限を課しています。例えば、コロンビア特別区では最近、競業禁止契約禁止法 (Ban on Non-Compete Agreements Amendment Act、以下 BNAAA) が可決されました。BNAAA により、2022

年 10 月 1 日以降、一定の高額報酬従業員を除く全ての対象従業員との間で、競業避止契約を締結することが禁止され、また、これに反して締結された競業避止契約は無効とされます。イリノイ州の Freedom to Work Act も、BNAAA と同様に、2022 年 1 月 1 日以降、年収 75,000 ドル以下の従業員との間で競業避止契約を締結することを禁止しています。さらに、いくつかの州では、競業避止契約が全面的に禁止されています。現在、カリフォルニア州、ミネソタ州、ノースダコタ州、オクラホマ州では、事業の売却など限られた例外を除き、競業避止契約の締結と同契約に基づく権利行使が禁止されています。他の州でも、州議会が引き続き、競業避止条項の法的拘束力を制限する法律を制定することが予想されます。

最後に、Ryan 事件における裁判所の判断は、競業避止契約を規制する実質的な規則を制定する権限を FTC が持たないと判断していますが、このことと、個別の事案において、競業避止契約の締結が不正競争の手段とみなされうことは別論であり、FTC は、依然としてケースバイケースで競業避止契約を取り締まる権限を有しています（例えば、競業避止義務を根拠として企業に対して不正競争の訴えを起こすなど）。

したがって、雇用主は競業避止契約に関する一般的なアプローチを戦略的に検討する際には、適用される州法に基づき有効かつ執行可能であることを確認するため、弁護士に相談することをお勧めします。また、雇用主は従業員との契約に際し、ガーデンリーブ条項、守秘義務強化条項、勧誘禁止条項などの代替案を検討すべきでしょう。

本稿の原文(英文)につきましては、[District Court Ruling Bars Federal Trade Commission Non-Compete Rule for the Near Term](#) をご参照ください。

本稿の内容に関する連絡先

Nina T. Martinez

nina.martinez@pillsburylaw.com

Jean F. Kuei

jean.kuei@pillsburylaw.com

Kenneth W. Taber

kenneth.taber@pillsburylaw.com

Alex Guerin

alex.guerin@pillsburylaw.com

秋山 真也 (日本語版監修)

shinya.akiyama@pillsburylaw.com

東京オフィス連絡先

ジェフ・シュレップファー (日本語対応可)

jeff.schrepfer@pillsburylaw.com

サイモン・バレット

simon.barrett@pillsburylaw.com

松下 オリビア (日本語対応可)

olivia.matsushita@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

田中里美

satomi.tanaka@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2024 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.